

広島県告示第七百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十六年十二月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道八幡雲耕線	山県郡北広島町西八幡原字森岡一〇〇五一番一地从 から 山県郡北広島町西八幡原字森岡一〇〇五一番一地从 まで 山県郡北広島町雲耕字恵ル谷一〇〇六六番四地先か ら 山県郡北広島町雲耕字恵ル谷一〇〇六六番四地先ま で	平成二十六年十一月二十七日